

監査公表第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年12月4日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日（金）

2 監査の対象

敦賀市立やまびこ園

指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団

主 管 課 福祉保健部 地域福祉課

3 監査の方法

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び現金出納帳等関係書類を突合等により審査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項について改善の必要があると認められるので、主管課及び指定管理者においては、速やかに改善等の措置をとられたい。

（１）主管課（地域福祉課）

ア 指定管理者である敦賀市社会福祉事業団から提出される事業報告書及び事業計画書については、その内容を十分精査されたい。特に、指定管理者指定申請時に提出された管理運営に係る収支計画書の対象収入と、平成 2 3 年度事業報告時に提出され

た報告書の対象収入には相違があるので、基本協定に定めている指定管理者の業務を踏まえた収支の表記となっているかを精査されたい。

また、指定管理料については、そのことを元に相互協議の上、年度毎に適正な金額で決定されたい。

イ 指定管理者との協議、指導については、実施状況が把握できるように書面で残されたい。

ウ 事業報告書については、市が受理した日付が確認できないので、受理日が確認できるよう受付印を捺印されたい。

(2) 指定管理者（敦賀市社会福祉事業団）

ア 指定管理業務に係る全ての収入と費用、そこで構築された財産や債務の状態が明瞭に把握できるように、事業報告書や会計元帳を整備されたい。

イ 共通経費については、指定管理業務以外の事業との按分比率の根拠が明確となっていないものが見受けられるので、その根拠を明確にされたい。

ウ 基本協定書に定めている業務仕様書の留意事項に、「アンケート調査や意見箱の設置など、利用者のニーズの把握に努め、要望、不平等の把握とその対応策について、月別に集計し翌月の末日までに報告すること。」となっているが、報告されていないので、速やかに実施されたい。